

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和5年12月18日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和5年12月18日(月) 午後 2時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 辻本 馨 副委員長 西田いく子
委員 斧田 秀明 建石 良明
藤井千代美 森田 忠彦
村井 浩二 辻本 博之
中村 直幸
議長 山田 強
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 健康福祉部長 子安 逸二
副町長 齋藤 健吾 教育次長 池田 貴則
教育長 中道 雅夫 秘書政策課長 西本 武史
政策総務部長 小角 孝彦 企画担当課長 小泉 大吾
まちづくり推進部長 村上 正規 住民人権課長 木村 厚江
- 6 議会事務局 事務局 長 正野 正 書 記 木下 雄平
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
(1) 議案第47号 太子町手数料徴収条例中改正の件

午後 2時30分 開 会

○辻本（馨）委員長 皆さん、本会議に引き続いて総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 総務まちづくり常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お疲れのところ本会議に引き続きましてご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第47号、太子町手数料徴収条例中改正の件の1件の議案でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○辻本（馨）委員長 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第47号、太子町手数料徴収条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○木村住民人権課長 それでは、私のほうから、議案第47号、太子町手数料徴収条例中改正の件につきましてご説明申し上げます。

本改正は、戸籍法の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布され、令和6年3月1日に施行されることに伴い、本町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

戸籍法の改正は、住民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図る目的として改正されております。

このことを受け、本条例においては、今まで本籍地のみ限定されていた戸籍謄本等の交付が、本籍地以外の市区町村窓口での交付、いわゆる広域交付においても発行が可能となることから、手数料に係る項目を整備し、また、他の行政機関への手続きの際に

添付する戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号の発行が始まることから、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行の手数料に係る項目の追加を行っております。

それでは、新旧対照表に基づきましてご説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

第2条第4項は、第6項の住民票の閲覧1件につき300円。ただし、閲覧については1人をもって1件とする。を第4項に改めております。

第2条第5項及び第7項は、戸籍謄本及び除籍謄本の広域交付の手数料に係る規定の改正を行っております。

第2条第6項及び第8項は、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を設けるための規定の追加を行っております。

第2条第11項及び第13項は、届出書の書類をスキャンした画像情報の内容に係る証明書について交付または閲覧が可能となることから、規定の改正を行っております。

次に、恐れ入ります、議案書、改め文に戻っていただきまして、附則でございます。この条例の施行日は令和6年3月1日からとしております。

以上、議案第47号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○辻本（馨）委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田副委員長 これ、メリット、デメリット、住民さんにとってどんなのがありますか。

本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも取れるということは、私、藤井寺にあるのをわざわざ行かなくてもここで取れるようになる、こんなことがメリットになるんだろうか、ほかに何かありましたら。

○木村住民人権課長 行政の手続きにおいて届出書に戸籍謄本等をつける必要があるときに、この戸籍電子証明書提供用識別符号という新しい届出書になるんですけれども、こちらをつけて出すことができます。こちらのほうは手数料が、戸籍謄本は450円ですけれども400円となっておりますので、50円安く取っていただくような形となっております。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○西田副委員長 元々、戸籍法の一部を改正する法律、これ、令和元年5月31日に公布されて施行が令和6年3月1日って、すごく時間が空いているように思うんですけども、これはどういった理由からなんですか。

○木村住民人権課長 システム改修をさせていただき期間等がございまして、元々、戸籍法のほうで5年以内に施行するというような形になっております。

○西田副委員長 そのシステム変更をせなあかんのは、マイナンバー絡みになっているんですか。

○木村住民人権課長 法務省のシステムと他市町村が連携して戸籍のほうを見に行くような形で、今、改修ができていてというような形になっております。

○辻本（馨）委員長 ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はございせんか。

討論を許します。

○西田副委員長 議案第47号、太子町手数料徴収条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

今回の手数料徴収条例中改正は、法務省の戸籍副本データ管理システムを利用した新たな証明書の発行事務について定めるものです。

主な内容は、戸籍（除籍）謄本等の広域交付、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行、届書等情報内容証明書の交付等となっています。戸籍法の一部を改正する法律は、その要点として、行政手続きにおける戸籍謄本の添付省略、戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略、本籍地以外での戸籍謄本の発行となっています。各種の社会保障手続きの際、マイナンバーを利用することにより、窓口機関において親子関係や婚姻関係等を確認することが可能となるため、従来、これらの手続きで提出が必要だった戸籍謄抄本の添付が省略できるとしています。

法務省は今回の法改正で、本籍地以外の行政機関でも戸籍情報にアクセス可能となることから、個人情報の保護の必要性が高まるとしています。そのため、法律上、法制上の保護措置を取り、システムの設計等の秘密保持義務や不正提供した場合の罰則を設ける、マイナンバー法においても所要の保護措置を設けるとしていますが、情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすく、情報漏えいを100%防ぐ完全なシステ

ム構築は不可能です。一度漏れた情報は流通・売買され、取り返しがつきません。

今回の事務手数料の改定に関わる戸籍事務ではマイナンバーそのものの利用はしないとしていますが、戸籍法の改正でマイナンバー制度への参加を柱にした制度設計を行い、マイナンバーの利用を更に広げることは問題があります。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバー制度は、徴税強化と社会保障給付抑制を目的に、国が国民の情報を厳格に掌握することを狙った仕組みです。個人情報マイナンバー制度によって一元的に管理され、利用されることは、行政事務にとっては効率性が高まりますけれども、マイナンバーカードの利用を国民生活の様々な分野に拡大することには、憲法の人権保障に関わる個人情報の集中や国家による一元管理の危険性が指摘されており、今回の改正について反対の討論といたします。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

討論を許します。

○辻本（博）委員 議案第47号、太子町手数料徴収条例中改正の件について、賛成の立場で討論を行います。

本議案は、国において、国民の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、本籍地の市区町村以外の窓口で戸籍証明書等の発行をする広域交付や戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行の制度を設け、その取得の効率化を図るため戸籍法の改正がされたことに伴い、本条例改正を行う内容となっています。

証明等発行手数料は、特定の者に提供される事務についてその対価として手数料を徴収する必要があることから、本改正は適切なものであると考えます。

今後も、国民の利便性の向上、行政運営の効率化に必要な業務を着実に推進することを要望して、本件の賛成討論といたします。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第47号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立6名・反対2名）

○辻本（馨）委員長 起立6名、反対2名。よって、賛成多数でございます。

議案第47号、太子町手数料徴収条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

本日はお疲れさまでした。

午後 2時42分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 辻 本 馨